破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第３４号
神奈川県厚木市温水西１丁目24番17号
破産者　渡部　直人
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４７６号
札幌市中央区南６条西23丁目２番２号パークレジデンス鶴201号室
破産者　中村　知子
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７６３号
札幌市南区川沿１条６丁目１番23号大成ハイツ102号、開始決定時の住所札幌市南区真駒内本町６丁目３番１号
破産者　堀田　秀夫
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７６４号
札幌市南区川沿１条６丁目１番23号大成ハイツ102号、開始決定時の住所札幌市南区真駒内本町６丁目３番１号
破産者　堀田眞知子
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１６号
栃木県宇都宮市平松本町818番地10
破産者　山中　貴志
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
青森県五所川原市大字鶴ケ岡字川袋177番地１
破産者　古川　利也
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第８９０号
神奈川県茅ヶ崎市香川７丁目８番18号　ハイツ東６－202
破産者　下村　昭宏
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２３４号
大阪市城東区東中浜２丁目２番21号　ヴィラナリー東中浜　506
破産者　加賀　雅治
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２０号
大阪市旭区赤川１－７－13レオパレスレヴェルベールＶ405号、開始決定時大阪市天王寺区逢阪１丁目３番38－803号
破産者　杉山　信一
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７１号
大阪市東淀川区上新庄３丁目１番33－306号
破産者　村上　優子
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８３号
大阪市福島区海老江２丁目３番４号　ｎｅｓｔ95　203号
破産者　向井　朋和
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１４号
大阪府東大阪市西岩田３丁目５番65－908号
破産者　間崎　良一
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０７号
大阪府豊中市中桜塚４丁目７番39－303号
破産者　萩原　郁子
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６７７号
大阪府高石市加茂２丁目12番21号、開始決定時堺市堺区南花田口町１丁３番20－701号
破産者　井上さくら
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７５７号
大阪府八尾市山本高安町２丁目13番５－104号、前住所大阪府八尾市光町２丁目39番地ディナスティ八尾桜ヶ丘公園1102号
破産者　清水営繕こと　清水　寿人
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７８２号
大阪市中央区上汐２丁目６番28号　402号
破産者　村上　　洋
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８６０号
大阪府摂津市東一津屋６番２－102号
破産者　白石　俊二
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９５５号
東京都品川区北品川５丁目６番24－306号、前住所大阪市東淀川区豊新３丁目11番15号
破産者　小田原欣也
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部